

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月24日
【会社名】	株式会社タイヨー
【英訳名】	TAIYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清川 和彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません。
【本店の所在の場所】	鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所  (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)  証券会員制法人福岡証券取引所  (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長清川 和彦は、当社の第50期(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。